

臨時的任用教職員

東京都公立学校では、全ての職員が育児と仕事の両立・調和を図り、産休・育業を取得しやすい環境を作るためにも、多くの臨時的任用教職員を求めています。

そのため、近年では正規教職員を退職された方に臨時的任用教職員をお願いするケースが増えてきています。また、小学校においては令和3年度から助教諭としての任用制度も始まっており、小学校教諭以外の普通免許状（幼稚園教諭、中学校教諭、高等学校教諭）を取得済みの方も小学校で勤務できる場合がございます。実務経験が豊富な方は、貴重な即戦力として学校から歓迎されています。

また、令和5年4月1日から、行政系職員については、産育代替のほか、休職や退職に対する欠員補充にも任用が可能となりました。これまで勤務した学校を離れて、心機一転、別の学校で働いてみたい方や、若い教職員の出産・育児を応援したい方にとっても、選択肢の一つとなる働き方です。

（１）応募方法

＜名簿登載選考＞

臨時的任用教職員として任用されるためには、まず、臨時的任用教職員名簿に登載される必要があります。名簿に登載されるための選考は年間を通じて随時実施をしています。選考については東京都教育委員会のホームページに要項が掲載されておりますので、詳しくはそちらを御確認ください（年齢制限は設けておりません）。

合格すると、合格した選考年度の翌々年度末までの約3年間（合格した日付により個人差有り。）名簿に登載されます。学校で産休・育業等を取得する教職員が発生すると、各学校から名簿登載者に直接任用打診の連絡が行われます。学校と名簿登載者の間で面談等を実施してから任用に至ります。

なお、欠員の発生状況によっては任用打診の連絡が来ない場合もあります。

（２）勤務条件

＜任用期間＞

正規教職員の妊娠出産休暇又は育児休業

等、欠員が生じている期間の期間内の任用となります。ただし、任用開始後に欠員期間が、当初の予定より短くなった場合は、臨時的任用教職員の任用期間も同様に短縮されます。なお、年度を跨ぐ妊娠出産休暇又は育児休業等の（承認）期間の代替として任用される場合でも、任用は年度ごとに発令されます。

＜給与＞

給与はこれまでの経歴・職歴等に基づいて決定されます。東京都の臨時的任用教職員として初めて任用される場合は、過去の在職証明書等の提出を求められることがあります。

なお、任用期間の始め又は終わりが月の途中の場合は、その月の給与は日割計算となります。

※令和8年4月1日現在

＜勤務時間、休日・休暇等＞

勤務時間は正規の教職員と同様です。年次有給休暇の取扱いは任用期間により異なるため、採用時、学校に確認してください。

また、校長の許可なく兼業・兼職することとはできません。

詳細はこちらをチェック！

【教員系】

<https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/rj/>



【行政系】

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/administrative/maternity_leaving_alternate_b_n

